

限に属する 事務																			
略																			
給 与 室	略																		
	二 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1 次は掲げる者の給与の決定 (一)~(三) 略 (四) 地方公務員法第3条第31項第3号に規定する特別職の職員(人事関係事務手續き要領3の(1)のイの(イ)に該当する非常勤職員に限る。)に係るもの																	
略																			
略																			
自 治 振 興 課	一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	略																	
		12 略																	
		13 略																	
		14 略																	
		15 略																	
		16 略																	
		17 略																	
		18 略																	
		19 略																	
		20 略																	
		21 略																	
		22 略																	
		23 略																	
		24 略																	
		25 略																	
		26 略																	
略																			
自 治 振 興 課	一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	略																	
		12 同法第20条第2項の規定による市町村の区域の変更若しくは字の区域の縮小若しくは字の区域又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理及び変更の告示																	
		13 略																	
		14 略																	
		15 略																	
		16 略																	
		17 略																	
		18 略																	
		19 略																	
		20 略																	
		21 略																	
		22 略																	
		23 略																	
		24 略																	
		25 略																	
		26 略																	
		27 略																	
略																			
十	地方自治法再建法特別措置法(昭和30年法律第195号)に基づく知事の権限に属する事務	1 地方自治法再建法特別措置法(昭和30年法律第195号)に基づいて設けられた同法第2条第3項第5号の規定及び同法第3条第1項の規定による市町村の区域の変更若しくはその名称の変更の届出の受理及び変更の告示																	
		2 同法第2条の規定																	

十 略															
十一 略															
十二 略															
十三 地方財政 補助令 (昭和三十九 政令第267 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同令第2条第31項の規定による市町村の設置の同意に係る限度額及び資金の総務大臣への協議														
十四 地方公	略														
共同の財政の健全化に関する法律(平成九年法律第94号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	3 同令第5条第2項の規定による市町村が定めた財政健全化計画の概要の総務大臣への報告														
	4 同令第5条第31項の規定において準用する同法第5条第2項の規定による変更後の市町村の財政健全化計画の概要の総務大臣への報告														
	5 同法第5条第41項の規定による市町村が定めた財政健全化計画の概要の公表														
	6 同法第6条第11項の規定による市町村の財政健全化計画の実施状況の報告の総務大臣への報告														
	による財政の再建の申出の受理並びに当該申出及びその意見の総務大臣への送付														
十一 地方財政 再建促進 特別措置法 施行令に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同令第13条第4項第5項又は第7項の規定による財政再建計画の重要な変更についての総務大臣への報告、財政再建計画の変更を同意しようとする場合における総務大臣への事前協議又は財政再建計画の変更を同意した場合における総務大臣への報告														
	2 同令第4条の4の規定による財政の再建が完了した旨の報告の受理及び当該報告の総務大臣への送付														
	3 同令第15条の規定による地方財政再建促進特別措置法又は同令の規定に基づいて総務大臣に提出すべき書類の受理並びに当該書類及びその意見の総務大臣への送付														
十二 略															
十三 略															
十四 略															
十五 地方公	略														
共同の財政の健全化に関する法律(平成九年法律第94号)に基づ く知事の権 限に属する 事務															

7 同法第6条第2項の規定による市町村の基盤健全化計画の実施状況の概要の公表																				
8 同法第7条第1項の規定による基盤健全化団体の長に対する報告																				
9 同法第7条第3項の規定による報告の内容の公表および総務大臣への報告																				
10 略																				
11 略																				
12 同法第24条の規定において準用する同法第5条第2項の規定による市町村が定める経営健全化計画の概要の総務大臣への報告																				
13 同法第24条の規定において準用する同法第5条第3項の規定において準用する同法第5条第2項の規定による変更後の市町村の経営健全化計画の概要の総務大臣への報告																				
14 同法第24条の規定において準用する同法第5条第4項の規定による市町村が定める経営健全化計画の概要の公表																				
15 同法第24条の規定において準用する同法第6条第1項の規定による市町村の経営健全化計画の実施状況の要旨の総務大臣への報告																				
16 同法第24条の規定において準用する同法第6条第2項の規定による市町村の経営健全化計画の実施状況の概要の公表																				
17 同法第24条の規定において準用する同法第7条第1項の規定による経営健全化団体の長に対する報告																				
18 同法第24条の規定において準用する同法第7条第3項の規定による報告の内容の公表および総務大臣への報告																				
19 同法第27条第1項の規定による市町村の基盤健全化計画完了報告書の要旨の総務大臣への報告																				
20 同法第27条第2項の規定による市町村の基盤健全化計画完了報告書の概要の公表																				

3 略

4 略



										で準用する場合を含む。)の規定による食品衛生に関する監視又は指導を行わせること。 (一) 西伯圏内と畜場に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの	食肉衛生検査所長  総合事務所長
	6									同法第40条第8項の規定による食品衛生管理者の氏名等の届出又は食品衛生管理者の変更の届出の受理	総合事務所長
	7									同法第2条第11項の規定による飲食店営業等を営むことの許可	総合事務所長
	8									同法第3条第21項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理	総合事務所長
	9									同法第4条(同法第2条において準用する場合を含む。)の規定による食品等の廃棄等の命令 (一) 西伯圏内と畜場に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの	食肉衛生検査所長  総合事務所長
	10									同法第5条第11項の規定による営業の許可の取消し、営業の禁止又は営業の停止	総合事務所長
	11									同法第6条(同法第2条において準用する場合を含む。)の規定による施設等の整備等の命令又は営業の取消し若しくは営業の禁止若しくは禁止	総合事務所長
	12									同法第8条第21項の規定による食品等から起因して中毒した患者又はその疑いのある者について、総合事務所長からの報告の受理及び同法第33項の規定による厚生労働大臣への報告	
	13									同法第9条第11項又は第21項の規定による死体を解葬し付することの決定	
二	食品衛生法施行規則(昭和三十二年厚生省令第23号)に基づく知事の権限に属する事務	1								同令第1条の規定による申請事項の変更の受理	総合事務所長
三	鳥取県食品衛生法施行条例(平成12年鳥取)	1								同条例第4条第2項の規定による施設等について、基準の一部を適用しないこと	総合事務所長

県条例第7号)に基づく知事の権限に属する事務	2 同条例第5条第1項の規定による許可証等の交付									総合事務所長
	3 同条例第5条第3項の規定による許可証等の再交付									総合事務所長
	4 同条例第5条第4項の規定による許可証等の書換え交付									総合事務所長
四 鳥取県食品衛生法施行規則(昭和49年鳥取県条例第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則7条ただし書の規定による試薬量の測定									総合事務所長
	2 同規則11条の2第9号の規定による講習会の指定									
	3 同規則11条の3の規定による許可責任者の設置等の届出の受理									総合事務所長
	4 同規則第15条第1項の規定による営業の届出の受理									総合事務所長
五 鳥取県魚介類卸売商条例(昭和40年鳥取県条例第9号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条第1項の規定による魚介類卸売商を営むことの許可									総合事務所長
	2 同条例第4条の規定による卸売商の交付									総合事務所長
	3 同条例第7条の規定による卸売商の再交付									総合事務所長
	4 同条例第10条第1項の規定による魚介類卸売商への報告の請求又は検査の実施									総合事務所長
	5 同条例第11条の規定による食品衛生上の危険の発生を防止するため必要な措置の命令									総合事務所長
	6 同条例第12条の規定による営業の停止の命令又は魚介類卸売商の許可の取消し									総合事務所長
六 鳥取県魚介類卸売商条例施行規則(昭和40年鳥取県条例第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則5条の規定による魚介類卸売商の許可に係る営業用の容器への標識の取り付け									総合事務所長
	2 同規則9条の規定による許可申請書の記載事項の変更に係る変更届の受理									総合事務所長
	3 同規則10条の規定による魚介類卸売商の営業に係る営業届の受理									総合事務所長
七 調理学士法(昭和43年法律第147号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の2第1項の規定による調理学士養成の実施									
	2 同法第5条第3項の規定による調理学士免許証の交付									総合事務所長
	3 同法第6条の規定による調理学士養成の									

															取消し	
八 調理学療法士令（昭和33年政令第303号）に基づく知事の特許に属する事務	1	同令第1条第1項の規定による調理学療法士の名簿の訂正														総合事務所長
	2	同令第2条の規定による調理学療法士の名簿の登録の消去														総合事務所長
	3	同令第3条第1項の規定による調理学療法士免許証の書換交付														総合事務所長
	4	同令第4条第1項の規定による調理学療法士免許証の再交付														総合事務所長
九 製薬衛生師法（昭和41年法律第115号）に基づく知事の特許に属する事務	1	同法第4条第1項の規定による製薬衛生師特許の実施														
	2	同法第7条第2項の規定による製薬衛生師の免許又は同法第31項の規定による製薬衛生師特許証の交付														総合事務所長
	3	同法第8条の規定による製薬衛生師特許の取消し														
十 製薬衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく知事の特許に属する事務	1	同令第3条第1項の規定による製薬衛生師の名簿の訂正														総合事務所長
	2	同令第4条第1項の規定による製薬衛生師の名簿の登録の消去														総合事務所長
	3	同令第5条第1項の規定による製薬衛生師特許証の書換交付														総合事務所長
	4	同令第6条第1項の規定による製薬衛生師特許証の再交付														総合事務所長
十一 鳥取県ふくひる特別区域に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）に基づく知事の特許に属する事務	1	同条例第4条第1項及び第3項の規定によるふくひる特別区域の免許及び免許証の交付														総合事務所長
	2	同条例第4条第2項の規定によるふくひる特別区域の名簿の登録														総合事務所長
	3	同条例第4条第4項の規定による免許証の書換交付														総合事務所長
	4	同条例第4条第5項の規定による免許証の再交付														総合事務所長
	5	同条例第5条の規定によるふくひる特別区域の実施														
	6	同条例第6条第3項の規定によるふくひる特別区域委員の嘱託又は任命														
	7	同条例第9条第2項の規定による意見の聴取														
	8	同条例第11条の規定によるふくひる特別区域の免許の取消し														

	9	同条例第12条第1項の規定によるふく取扱い 営業の認証									総合事務所長
	10	同条例第12条第3項の規定による認証 営業台帳の登録及び 認証書の交付									総合事務所長
	11	同条例第12条第4項の規定による認証 書の書換え									総合事務所長
	12	同条例第12条第5項の規定による認証 書の再交付									総合事務所長
	13	同条例第14条第3項の規定による認証 営業者の地位の承継に伴う認証営業台帳の登録及び認証書の 書換え交付									総合事務所長
	14	同条例第15条の規 定による認証の取消 し									総合事務所長
	15	同条例第19条の規 定による報告の徴取 及び立入検査									総合事務所長
十二 鳥取県 及び鳥取 県に附 属する 条例施行 規則(平成 16年鳥取 県規則第 78号)に 基づく知 事の権限 に属する 事務	1	同規則第13条の規 定による死亡等の届 出及び届納された免 許証の受理並びに登 録の抹消									総合事務所長
	2	同規則第17条の規 定によるふく取扱い 申請の台帳の交付									
	3	同規則第26条の規 定による届納された 認証書の受理及び登 録の抹消									総合事務所長
十三 と容易 法(昭和28 年法律第 114号)に 基づく知 事の権限 に属する 事務	1	同法第4条第11項 の規定による一般と 容易者の許可									
	2	同法第5条第21項 の規定によると容易 におい て処置するこ とができる動産の種 類又は1日当たりの 頭数の制限									食肉衛生検査所長
	3	同法第7条第6項 の規定による衛生管 理者の届出の受理 (作業衛生責任者に ついて、同法第10条 第2項の規定により 準用する場合を含む。 )									食肉衛生検査所長
	4	同法第10条第21項 の規定による作業衛 生責任者の届出の受 理									食肉衛生検査所長
	5	同法第12条第11項 の規定によると容易 使用若しくはとさ づ解群の認可又は これらの変更の認可									
	6	同法第13条第11項 第1号の規定による と容易以外の場所 で 自己及びその同居者 の食用に供する目的 で動産をとさづする 場合の届出の受理又 は同法第31条の規定									



	によると畜場以外の場所において畜産のとさつ等をする者に対するとさつ等の取扱方法等の指示																							
	7	同法第4条第11項の規定による畜産のとさつに係る検査又は同条第2項の規定による畜産の解体に係る検査																					食肉衛生検査所長	
	8	同法第4条第3項の規定による畜産の肉等付与し出す場合の検査																					食肉衛生検査所長	
	9	同法第6条の規定による畜産のとさつ又は解体の禁止措置等の実施																					食肉衛生検査所長	
	10	同法第7条第1項の規定による畜産の設置者等からの報告の遅延又はと畜場への立入検査等																					食肉衛生検査所長	
	11	同法第8条第1項の規定による畜産の設置の許可の取消し又はその権限の使用の制限若しくは停止の命令																						
	12	同法第8条第2項の規定によるとさつ若しくは解体の業務の停止の命令又はとさつ若しくは解体の禁止																					食肉衛生検査所長	
十四 と畜場	と畜場施設法施行令(昭和28年政令第216号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第4条第2号の規定によると畜場以外の場所においてとさつすること及びむを得ない事由の指定又は畜産のとさつの許可																				食肉衛生検査所長	
		2	同令第7条の規定による畜産の検査の申請書の受理																					食肉衛生検査所長
		3	同令第9条の規定によると畜場内で解体された畜産の肉等で検査に合格したもののへの検印の押印																					食肉衛生検査所長
十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第3条の規定による食鳥処理の事業の許可																					総合事務所長	
	2	同法第6条第1項の規定による食鳥処理の施設の構造等の変更の許可																					総合事務所長	
	3	同法第6条第3項の規定による変更の届出の受理																					総合事務所長	
	4	同法第7条第2項の規定による地位承継の届出の受理																					総合事務所長	
	5	同法第8条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止の命令																					総合事務所長	
	6	同法第9条の規定による食鳥処理の設備改善の命令若し																						総合事務所長

くは使用の禁止又は事業の許可の取消し若しくは事業の停止の命令									
7 同法第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置又は変更の届出の受理									総合事務所長
8 同法第13条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令									総合事務所長
9 同法第14条の規定による食鳥処理場の廃止等の届出の受理									総合事務所長
10 同法第16条第1項の規定による小規模食鳥処理業者の確認規程の確認及び同条第2項の規定による変更の確認									総合事務所長
11 同法第16条第6項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令									総合事務所長
12 同法第16条第7項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認状況の報告の受理									総合事務所長
13 同法第16条第8項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認理型の確認が効力を失う期日の決定									総合事務所長
14 同法第16条第9項の規定による認定小規模食鳥処理業者への扶持付指導及び助言									総合事務所長
15 同法第17条第1項第4号の規定による食肉販売業者の届出の受理									総合事務所長
16 同法第20条の規定による食鳥肉等を食用に供することができないと認めるとき、又は食鳥のとさつ等により病原体が伝染するおそれがあると認めるときの措置の実施									総合事務所長
17 同法第24条第1項の規定による指定検査機関に食肉検査を委任した旨の厚生労働大臣への報告及び当該指定検査機関の名称等の公示									
18 同法第24条第3項の規定による指定検査機関の名称等を変更する旨の公示									
19 同法第26条第2項の規定による指定検査機関の業務理型の変更に対する意見の提出									
20 同法第29条第2項の規定による指定食									

	査検等の事務計画及び び収支予算又はその 変更に対する意見の 提出								
21	同法第31条第2項 の規定による指定検 査機関に対する食鳥 検査の業務の適正な 実施のために必要な 措置を採るべき旨の 指示								
22	同法第32条第3項 の規定による指定検 査機関の食鳥検査の 業務の中止又は廃止 の許可に伴う厚生労 働大臣への意見の提 出								
23	同法第34条第1項 の規定による指定検 査機関に対して食鳥 検査を行わせぬ旨 の趣旨並びに同条第 2項の規定によるそ の旨の厚生労働大臣 への報告及び公示								
24	同法第35条第1項 の規定による指定検 査機関が食鳥検査の 業務の中止の許可を 受けたとき、厚生労 働大臣が指定検査機 関に対して食鳥検査 の業務の中止を命じ たとき、又は天災そ の他の事由により指 定検査機関が食鳥検 査の業務を実施する ことが困難となった 場合の検査の実施								
25	同法第36条第3項 の規定による食鳥検 査の業務を行うこと となる旨又は行ふこ ととなる事由がなく なった旨の公示								
26	同法第37条第1項 の規定による食鳥処 理業者等に対する業 務の状況の報告の徴 収								総合事務所 長
27	同法第37条第2項 の規定による指定検 査機関に対する食鳥 検査の業務等の報告 の徴収								
28	同法第38条第1項 の規定による食鳥処 理業者への立入り及 び施設等の検査、関 係者への質問又は食 鳥肉等の取去の実施								総合事務所 長
29	同法第38条第2項 の規定による指定検 査機関の事務所への 立入り及び検察官等 の検査及び関係者へ の質問の実施								総合事務所 長
30	同法第39条の規定 による食鳥検査等を 実施する職員が指定 (一) 総合事務所の 職員に係るもの (二) (一)以外のもの								総合事務所 長



の規定により知事の権限に属するものとされた農産物の法に基づく事務	2 同法第14条第2項の規定による農産物の販売の制限又は禁止														
十九 農作物資の栽培及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条の14の規定による品質表示に関する指示														
	2 同法第20条第2項に規定する品質表示に関する報告の徴収及び立入検査の実施													総合事務所長	
	3 同法第21条第1項に規定する申出の受理及び同条第2項に規定する調査													総合事務所長	
二十 理容師法(昭和22年法律第234号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第2項の規定による理容師の業務の停止													総合事務所長	
	2 同法第11条の規定による理容所の位置等の届出又は届出事項の変更の届出若しくは理容所の廃止の届出の受理													総合事務所長	
	3 同法第11条の2の規定による理容所の構造設備の検査及び確認													総合事務所長	
	4 同法第11条の3第2項の規定による理容所の開設者の地位の承継の届出の受理													総合事務所長	
	5 同法第11条の4第2項の規定による講習会の指定														
	6 同法第13条第1項の規定による理容所への立入り及び衣類に發する布片等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査														総合事務所長
	7 同法第14条の規定による理容所の閉鎖の命令														総合事務所長
二十一 理容師法遵守規則(平成10年厚生省令第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第7条第3項の規定による理容師の発給証又は発給証明書等の受理													総合事務所長	
二十二 鳥取県理容師法施行条例(平成22年条例第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条第1項の規定による出張理容の届出の受理													総合事務所長	
	2 同条例第3条第2項の規定による検査及び確認													総合事務所長	
	3 同条例第3条第4項の規定による変更等の届出の受理													総合事務所長	
	4 同条例第4条第1項の規定による出張理容の確認書の交付													総合事務所長	
	5 同条例第5条第1項の規定による立入検査の実施													総合事務所長	

	6	同条例第7条第1項の規定による美容所の確認証の交付																	総合事務所長	
	7	同条例第9条の規定による確認証の再交付等																	総合事務所長	
二十三 美容師法（昭和32年法律第163号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第10条第2項の規定による美容師の業務の停止																	総合事務所長	
	2	同法第1条の規定による美容所の位置等の届出又は届出事項の変更の届出若しくは美容所の廃止の届出の受理																	総合事務所長	
	3	同法第12条の規定による美容所の構造設備の検査及び確認																	総合事務所長	
	4	同法第12条の2の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出の受理																	総合事務所長	
	5	同法第12条の3第2項の規定による講習会の指定																		
	6	同法第14条第1項の規定による美容所への立入り及び及びに接する布片等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査																		総合事務所長
	7	同法第15条の規定による美容所の閉鎖の命令																		総合事務所長
二十四 美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第7条第31項の規定による美容師の免許補正又は免許補正明書の受理																	総合事務所長	
二十五 鳥取県美容師法施行条例（平成12年条例第19号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条第1項の規定による出張美容の届出の受理																	総合事務所長	
	2	同条例第3条第2項の規定による検査及び確認																	総合事務所長	
	3	同条例第3条第4項の規定による変更等の届出の受理																	総合事務所長	
	4	同条例第4条第1項の規定による出張美容の確認証の交付																	総合事務所長	
	5	同条例第5条第1項の規定による立入検査の実施																	総合事務所長	
	6	同条例第7条第1項の規定による美容所の確認証の交付																	総合事務所長	
	7	同条例第9条の規定による確認証の再交付等																	総合事務所長	
二十六 クリーニング業法（昭和15年法律第207号）に	1	同法第5条の規定によるクリーニング所の位置等の届出の受理又は届出事項の変更若しくはクリー																	総合事務所長	

基づく知事 の権限に属 する事務	ニング所の廃止の届 出の受理												
	2 同法第5条の2の 規定によるクリー ニング所の構造設備の 検査及び確認											総合事務所 長	
	3 同法第5条の3第 2項の規定によるク リーニング所の営業 者の地位の承継の届 出の受理											総合事務所 長	
	4 同法第6条の規定 によるクリーニング 師の免許の交付												
	5 同法第7条の規定 によるクリーニング 師養成の施行												
	6 同法第8条の規定 によるクリーニング 師の免許に関する事 項の登録												
	7 同法第8条の2の 規定によるクリー ニング師の研修の指 定												
	8 同法第8条の3の 規定による業務違 者に対する業務の指 定												
	9 同法第9条の規定 による洗たくの処理 等の業務に従事する 者の業務の停止												総合事務所 長
	10 同法第10条の規定 によるクリーニング 所への立入り及びク リーニング所等の清 潔の同等の措置の 実施状況の検査の実 施												総合事務所 長
	11 同法第10条の2の 規定による営業者が 法令の規定に違反し ている場合の必要な 措置をとるべき旨の 命令												総合事務所 長
	12 同法第11条の規定 による営業の禁止又 はクリーニング所の 閉鎖の命令												総合事務所 長
	13 同法第12条の規定 によるクリーニング 師の免許の取消し												
二十七 クリ ーニング業 法施行令 (昭和28年 政令第233 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同令第1条の規定 によるクリーニング 師の免許の交付、 訂正交付又は再交付												
二十八 興行 場法(昭和 23年法律第 137号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第2条の規定 による業として興行 場を経営することの 許可											総合事務所 長	
	2 同法第2条の2第 2項の規定による営 業の承継の届出の受 理											総合事務所 長	
	3 同法第5条の規定											総合事務所	

		による営業者等からの報告の徴収又は立入り及び興行場の換気等の措置の実施状況検査の実施																長
		4 同法第6条の規定による業として興行場を営営することの許可の取消し又は営業の停止の命令																総合事務所長
二十九	鳥取県興行場法施行条例（昭和59年鳥取県条例第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による興行場の設置の場所、構造設備又は措置の基準の緩和等の決定																総合事務所長
三十	鳥取県興行場法施行条例（昭和59年鳥取県条例第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による興行場営業の変更の届出の受理																総合事務所長
		2 同条例第4条の規定による興行場営業の停止等の届出の受理																総合事務所長
三十一	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による旅館業を営営することの許可																総合事務所長
		2 同法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定による営業の承認の承認																総合事務所長
		3 同法第7条第1項の規定による営業者等に対する報告の徴収及び請求又は営業の施設への立入り及びその構造設備等の検査の実施																総合事務所長
		4 同法第7条の2の規定による営業施設の構造設備の基準に適合させるために必要な措置をとるべきことの命令																総合事務所長
		5 同法第8条の規定による旅館業の営営の許可の取消し又は営業の停止の命令																総合事務所長
三十二	旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条の規定による旅館業の営営の許可の申請書に記載した事項の変更又は営業の停止若しくは廃止の届出の受理																総合事務所長
三十三	鳥取県旅館業法施行条例（昭和59年鳥取県条例第4号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第5条第2項の規定による客の収容定員の基準の緩和																総合事務所長
		2 同条例第6条第3項の規定による水質基準に係る届出の受理																総合事務所長
三十四	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に基づく知	1 同法第2条の規定による業として公衆浴場を営営することの許可																総合事務所長



事の権限に属する事務	2	同法第2条の2第2項の規定による営業の承継の届出の受理															総合事務所長		
	3	同法第4条の規定による公衆浴場の廃止にかかっている者等に対して入浴を認めることの許可																総合事務所長	
	4	同法第6条の規定による営業者等に対する報告の請求又は公衆浴場への立入り及び職として公衆浴場を運営することの許可に付した条件の遵守等の状況の検査の実施																総合事務所長	
	5	同法第7条第1項の規定による業として公衆浴場を運営することの許可の取り消し又は営業の停止の命令																総合事務所長	
	三十五 公衆浴場施設規則（昭和23年厚生省令第27号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第4条の規定による業として公衆浴場を運営することの許可の申請書に記載した事項の変更又は営業の停止若しくは廃止の届出の受理																総合事務所長
三十六 鳥取県公衆浴場施設条例（昭和22年鳥取県条例第4号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条第9号の規定による水質基準に係る届出の受理																総合事務所長	
	2	同条例第6条の規定による公衆浴場につき、罰則の基準の検査																総合事務所長	
三十七 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和27年法律第164号）に基づく事務	1	同法第9条第1項の規定による適正化規程の認可又はその変更の認可																	
	2	同法第11条の規定による適正化規程の変更の命令又は認可の取り消し																	
	3	同法第12条の規定による適正化規程の廃止の届出の受理																	
	4	同法第14条の2の規定による共同調理場の認可又はその変更若しくは廃止の認可																	
	5	同法第14条の10第1項の規定による組合協会の認可又はその変更の認可																	
	6	同法第14条の12の規定による組合協会の締結に関するあつせん																	
	7	同法第24条第11項の規定による組合の設立の認可																	
	8	同法第28条第3項の規定による組合の定款の変更の認可																	

	9	同法第28条第5項の規定による組合の定款の変更の届出の受理														
	10	同法第42条(同法第28条第5項 第46条第61項又は第52条において準用する場合を含む。)の規定による組合員による総会の召集の承認														
	11	同法第30条第2項の規定による総会の決議による組合の解散の認可														
	12	同法第2条の2の規定による組合の役員の新置の届出														
	13	同法第2条の3の規定による組合の解散の命令														
	14	同法第2条の4第1項の規定による小組合の新設の認可														
	15	同法第2条の7第3項の規定による小組合の合併の認可														
	16	同法第6条の6第1項の規定による組合員以外の者に対する料金若しくは販売価格又は営業方法を改めることの届出														
	17	同法第30条第1項の規定による営業者等からの報告の徴収又は事業者等の立入り及び業務の状況等の検査の実施														
	18	同法第30条第4項の規定による調査の申出の受理														
	19	同法第30条第5項の規定による調査の実施及び結果の通知														
	20	同法第2条第1項の規定による意見の聴取														
三十八 生活 福祉関係 業の運営 の適正化 及び 振興に 関する 法律 （昭和 32年 厚生 省令 第7号） に基づく 知事 の権限 に 属する 事務	1	同法第6条の規定による組合の役員の変更があつた旨等の届出の受理														
	2	同法第11条の規定による組合員の異動に関する報告書の受理														
三十九 建築 物における 居住の 環境の 改善に 関する 法律 （昭和 45年 法律 第20 号）に 基づく 知事 の権 限に 属する 事務	1	同法第5条の規定による特定建築物につきつての届出及び届出事項の変更の届出の受理並びに都道府県労働局長への通知														総合事務所長
	2	同法第11条の規定による特定建築物の所有者等に対する報告の徴収及び特定建築物への立入検査														総合事務所長

	3	同令第2条の規定による特定建築物の所有権等に対する必要な措置をとるべきことの命令又は特定建築物等の使用の停止若しくは制限																		総合事務所長	
	4	同令第2条の2第1項の規定による建築物における清掃を行う事業を営んでいる者の営業所の登録																		総合事務所長	
	5	同令第2条の4の規定による登録営業所の登録の取消し																		総合事務所長	
	6	同令第2条の5第1項の規定による登録業者に対する報告の徴収又は登録営業所への立ち入り検査等の実施																		総合事務所長	
	7	同令第3条第21項の規定による国等に対する必要な申請又は資料の提出の要求																		総合事務所長	
四十	建設物における衛生保健の確保に関する法規施行規則（昭和46年厚生省令第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第2条の規定による登録申請書の交付																	総合事務所長	
		2	同令第3条の規定による登録業者の変更の届出の受理																		総合事務所長
四十一	化製場等に関する法律（昭和3年法律第140号）に基づく知事の権限に属する事務（市長に委任したものを除く。）	1	同令第2条の規定による死亡搬送取扱場外における死亡搬送取扱等の許可																	総合事務所長	
		2	同令第3条の規定による化製場又は死亡搬送取扱場の設置の許可及びその構造設備の変更の届出の受理 (一) 東部総合事務所所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																		東部総合事務所長
		3	同令第6条の規定による化製場若しくは死亡搬送取扱場の設置者等に対する報告の請求又は化製場若しくは死亡搬送取扱場への立ち入り及びその構造設備等の検査																		総合事務所長
		4	同令第6条の2の規定による化製場又は死亡搬送取扱場の構造設備の公衆衛生上必要な基準に適合するため必要な措置等の命令																		総合事務所長
		5	同令第7条の規定による化製場若しくは死亡搬送取扱場の設置の許可の取消し又はその施設の使用の制限若しくは禁止の命令																		総合事務所長

(一) 東部総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							東部総合事務所長
6 同法第8条において準用する同法第3条の規定による製造又は非揮散の施設設置の許可及びその構造設備の変更の届出の受理 (一) 東部総合事務所 (二) (一)以外のもの							東部総合事務所長
7 同法第8条において準用する同法第6条の規定による製造又は非揮散の施設設置者等に対する報告の請求又はその施設への立入り及びその構造設備等の検査							総合事務所長
8 同法第8条において準用する同法第6条の2の規定による製造又は非揮散の施設の構造設備の公衆衛生上必要な措置に適合させるため必要な措置等の命令							総合事務所長
9 同法第8条において準用する同法第7条の規定による製造又は非揮散の施設設置の許可の取消し若しくはその施設の使用の制限若しくは禁止の命令又はその処分を受ける者へのその処分の原因と認められる違反行為の通知若しくは検印等の機会の供与 (一) 東部総合事務所 (二) (一)以外のもの							東部総合事務所長
10 同法第9条第1項の規定による動物の飼養等についての許可を受けなければならない区域の指定							
11 同法第9条第1項の規定による動物の飼養等についての許可を受けなければならない区域における動物の飼養等の許可							総合事務所長
12 同法第9条第4項の規定による動物の飼養等についての許可を受けなければならない区域として新たに指定された区域内において動物の飼養等をして、その場合における動物の飼養等の届出の受理							総合事務所長
13 同法第9条第5項において準用する同法第6条の規定による飼養等をする者等に対する報告の請求							総合事務所長

	又は畜舎等への立入り及びその構造設備等の検査										
	14 同法第9条第5項において準用する同法第6条の2の規定による畜舎等の構造設備の公衆衛生上必要な措置と適合させるため必要な措置等の命令										総合事務所長
	15 同法第9条第5項において準用する同法第7条の規定による動物の飼養等の許可の取消し又は畜舎等の使用の制限若しくは禁止の命令 (一) 東部総合事務所管内の区域に属するもの (二) (一)以外のもの										東部総合事務所長
四十二 鳥取県化糞等に関する法律施行規則(昭和59年鳥取県規則第61号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第2項の規定による化糞場等の構造設備以外の変更の届出の受理										
	2 同規則第5条の規定による化糞等の経営の禁止等の届出の受理										
	3 同規則第11条の規定による動物の飼養等の変更の届出の受理										総合事務所長
	4 同規則第12条の規定による動物の飼養等の禁止等の届出の受理										総合事務所長
四十三 温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による土地の掘削の許可及び同法第3項の規定による経済産業局長への諮議										
	2 同法第5条第2項の規定による許可の有効期間の更新										
	3 同法第6条第1項の規定による土地の掘削の許可を受けた法人の地位の承継の承認										
	4 同法第7条第1項の規定による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認										
	5 同法第7条の2第1項の規定による掘削のための施設等の変更の許可										総合事務所長
	6 同法第8条第1項の規定による掘削工事の完了又は禁止の届出の受理										総合事務所長
	7 同法第8条第31項の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置の命令										総合事務所長
	8 同法第9条第11項										

	の規定による土地の掘削の許可の取消し及び同条第21項の規定による公益上必要な措置の命令																		
9	同条第9条の2の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置又は禁止の命令																		総合事務所長
10	同条第10条の規定による原状回復の命令																		
11	同条第11条第1項の規定による増設又は増かの装置の許可																		
12	同条第11条第2項において準用する同法第5条第21項の規定による増設の許可の有効期間の変更																		
13	同条第11条第2項において準用する同法第6条第1項の規定による増設の許可を受けた法人の地位の承継の承認																		
14	同条第11条第2項において準用する同法第7条第1項の規定による増設の許可を受けた者の地位の承継の承認																		
15	法第11条第21項において準用する同法第7条の2第11項の規定による増設のための施設等の変更の許可																		総合事務所長
16	同条第11条第2項において準用する同法第8条第1項の規定による増設の工事の完了又は廃止の届出の受理																		総合事務所長
17	同条第11条第2項において準用する同法第8条第31項の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置の命令																		総合事務所長
18	同条第11条第2項において準用する同法第9条第1項の規定による増設の許可の取消し及び同条第21項の規定による公益上必要な措置の命令																		
19	同条第11条第2項において準用する同法第9条の2の規定による増設を行う者に対する可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置又は禁止の命令																		総合事務所長
20	同条第11条第2項において準用する同法第10条の規定による原状回復の命令																		
21	同条第11条第31項																		

において準用する同法第5条第21項の規定による動機の装置の許可の有効期間の更新										
22 同法第1条第31項において準用する同法第6条第11項の規定による動機の装置の許可を受けた法人の地位の承継の承認										
23 同法第1条第31項において準用する同法第7条第11項の規定による動機の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認										
24 同法第1条第31項において準用する同法第8条第11項の規定による動機の装置の工事の完了又は廃止の届出の受理									総合事務所長	
25 同法第1条第31項において準用する同法第9条第11項の規定による動機の装置の許可の取消し及び同法第21項の規定による公道上必要な措置の命令										
26 同法第1条第31項において準用する同法第10条の規定による原状回復の命令										
27 同法第12条第1項の規定による温泉の採取の制限の命令及び同法第21項の規定による総務産業局長への協議										
28 同法第13条第1項の規定による農林大臣への協議										
29 同法第14条第1項の規定による温泉のゆう出量等に対する影響の防止に必要な措置の命令及び同法第21項の規定による関係市町への協議										
30 同法第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可									総合事務所長	
31 同法第14条の3第1項の規定による温泉の採取の許可を受けた法人の地位の承継の承認									総合事務所長	
32 同法第14条の4第1項の規定による温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認									総合事務所長	
33 同法第14条の5第1項の規定による可燃性天然ガス濃度についての確認									総合事務所長	
34 同法第14条の5第3項の規定による可燃性天然ガス濃度についての確認の取消し									総合事務所長	

35	同法第14条の6第21項の規定による可燃性天然ガス漏洩についての確認を受けた者の地位の承継の届出の受理																			総合事務所長	
36	同法第14条の7第1項の規定による温泉の採掘のための施設等の変更の許可																				総合事務所長
37	同法第14条の8第1項の規定による温泉の採掘の事業の廃止の届出の受理																				総合事務所長
38	同法第14条の8第3項の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止に必要な措置の命令																				総合事務所長
39	同法第14条の9第1項の規定による温泉の採掘の許可の取消し及び同法第21項の規定による公益上必要な措置の命令																				総合事務所長
40	同法第14条の10の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急的に必要な措置等の命令																				総合事務所長
41	同法第15条第11項の規定による温泉の利用の許可																				総合事務所長
42	同法第16条第11項の規定による温泉利用の許可を授けた法人の地位の承継の承認																				総合事務所長
43	同法第17条第11項の規定による温泉利用の許可を授けた者の地位の承継の承認																				総合事務所長
44	同法第18条第4項の規定による温泉の成分等の標示又は変更の届出の受理及び同法第5項の規定による内容の変更の命令																				総合事務所長
45	同法第19条第11項の規定による温泉成分分析を行う施設の登録及び同法第21項の規定による登録の申請の受理																				総合事務所長
46	同法第19条第31項の規定による登録簿への登録																				
47	同法第20条の規定による登録分析機関の変更の届出の受理																				総合事務所長
48	同法第21条第11項の規定による登録分析機関の廃止の届出の受理																				総合事務所長
49	同法第22条の規定による登録分析機関の登録の抹消																				
50	同法第23条の規定による登録分析機関																				



	登録者の閲覧									
	51 同法第25条の規定による登録分析機関の登録の取消し									
	52 同法第28条第1項の規定による温泉成分分析を行う者からの報告の徴収又は立入検査等の実施								総合事務所長	
	53 同法第30条の規定による温泉利用施設等の改善の指示									
	54 同法第31条第1項の規定による温泉の利用の許可の取消し及び同法第21項の規定による温泉の利用の制限等の命令									
	55 同法第34条第1項の規定による温泉を採取する者等からの温泉のゆう出量等について報告の徴収								総合事務所長	
	56 同法第35条第1項の規定による温泉の利用施設等への立入検査等								総合事務所長	
四十四	鳥取県温泉利用促進条例(昭和24年鳥取県条例第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第6条の規定による温泉利用者等の住所等の変更の届出の受理							総合事務所長	
		2 同条例第4条の規定による温泉利用者等の住所等の変更の届出の受理							総合事務所長	
		3 同条例第16条第1項の規定による温泉ゆう出路のしゅんせつ等の届出の受理及び同法第21項の規定による温泉ゆう出路のしゅんせつ工事等の完了又は廃止の届出の受理							総合事務所長	
		4 同条例第17条の規定による原状回復の報告の受理								
		5 同条例第21条の規定による温泉利用施設の修繕の届出の受理							総合事務所長	
		6 同条例第22条の規定による温泉利用者等の住所等の変更の届出の受理							総合事務所長	
		7 同条例第23条の規定による温泉利用の廃止の届出の受理							総合事務所長	
四十五	不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条の規定による違反行為を取りやめようとする等の指示								
		2 同法第8条第1項の規定による適当な措置をとるべきことの要求								
		3 同法第9条第1項の規定による景品類等に関する報告の要求及び簿記等への								

		立入検査の実施									
四十六 物産 統廃合施行 令(昭和27 年政令第 319号)第 11条及び附 則第4項の 規定により 知事の権限 に属するも のとされた 物産統廃合 (昭和21年 勅令第118 号)に基づ く事務	1	同令第3条第1項 ただし書の規定によ る総務課を起する契 約、支払又は受領の 禁止の例外について の許可									
	2	同令第4条の規定 による公衆浴場入浴 料金の統廃合の指定									
	3	同令第8条の2た だし書の規定による 履行中の契約の変 更、消滅等の禁止の 例外について、別段 の定めのない限りは許 可									
	4	同令第30条の規定 による報告の徴収 帳簿の作成の命令又 は検査の実施									
四十七 家庭 用品品目表 示法施行令 (昭和27年 政令第390 号)第3条 の規定によ り知事の権 限に属する ものとされ た家庭用品 品目表示法 (昭和27年 法律第104 号)に基づ く事務	1	同令第4条第1項 の規定による表示事 項の表示又は遵守事 項の遵守をすべきこ との指示									
	2	同令第4条第2項 の規定による指示に 従わぬ旨の公表									
	3	同令第10条第2項 の規定による家庭用 品の品目に関する表 示の調査									
	4	同令第9条第1項 の規定による販売業 者からの報告の徴収 及び品目等への立入 検査の実施									
四十八 消費 生弁製品 安全法施行 令(昭和29 年政令第48 号)第4条 の規定によ り知事の権 限に属する ものとされ た消費生活 用品品目表 示法(昭和28 年法律第31 号)に基づ く事務	1	同令第40条第1項 の規定による特定製 品の販売等の業務の 状況に関する報告の 徴収									
	2	同令第41条第1項 の規定による特定製 品の販売の事業等 を行う者の事務所等へ の立入検査の実施									
	3	同令第42条第1項 の規定による特定製 品の所有者等に対す る特定製品を提出す べきことの命令									
四十九 計量 法(平成4 年法律第1 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務(市町 村長に委任 したものを 除く。)	1	同令第10条第2項 の規定による必要な 措置をとるべきこと の勧告									
	2	同令第10条第3項 の規定による勧告に 従わなかった旨の公 表									
	3	同令第15条第1項 の規定による必要な 措置をとるべきこと の勧告									
	4	同令第15条第2項 の規定による勧告に 従わなかった旨の公 表									
	5	同令第15条第3項									





31	同法第102条第1項の規定による基準器検査の実施									
32	同法第107条の規定による計量証明の事業の登録									
33	同法第110条第1項の規定による事業規程又はその変更の届出の受理									
34	同法第110条第2項の規定による事業規程を変更すべきことの命令									
35	同法第111条の規定による必要措置をとるべきことの命令									
36	同法第113条の規定による登録の取消し及び事業の禁止の命令									
37	同法第116条第1項の規定による計量証明検査の実施									
38	同法第120条第1項の規定による計量士が検査を行った旨の届出の受理									
39	同法第127条第3項の規定による計量管理の方法についての検査の実施									
40	同法第147条第1項の規定による届出製造事業者等からの業務に関する報告の徴収									
41	同法第147条第3項の規定による指定定期検査機関からの業務又は経理の状況に関する報告の徴収									
42	同法第148条第1項の規定による工場等への立入り、計量器等の検査又は関係者への質問の実施									
43	同法第148条第3項の規定による事務所等への立入検査又は関係者への質問の実施									
44	同法第149条第1項の規定による計量器等の提出の命令									
45	同法第150条第1項の規定による特定物数量の測定及び秤量									
46	同法第151条第1項の規定による検定証明印の除去									
47	同法第153条第1項の規定による装置検査証明印の除去									
48	同法第154条第1項の規定による検定証明印の除去									

		49 同法第59条第2項の規定による定期検査期間の指定等の公示																		
	五十 計画法	1 すべての事務																		
	施行令（平成5年政令第329号）第41条第1項又は第2項の規定により知事の権限に属するものとされれば計画法に基づく事務（市町村長に委任したものを除く。）																			
	五十一 鳥取県薬毒規程	1 同条例第8条第1項の規定による基本方針の策定																		
	成規2年再取	2 同条例第8条第2号)に基づく																		
	知事	3 同条例第8条第3項の規定による基本方針の公表																		
	知事																			
	消費生活センター	1 同法第6条第2項の規定による標榜価格等の表示をすべきことの告示																		
	政令第4号)第4条第2項の規定により知事の権限に属するものとされた	2 同法第6条第3項第2項の規定に従わなかった旨の公表																		
	国民生活安定緊急措置法	3 同法第7条第1項の規定による指定物資を標準価格以下で販売をすべきことの告示																		
	昭和48年法律第121号)に基づく	4 同法第7条第2項の規定に従わなかった旨の公表																		
	事務	5 同法第30条第1項の規定による業務等に関する報告の要求及び営業所等への立入検査の実施																		
	二 生活関連	1 同法第3条の規定による特定物資の価格の動向に関する調査																		
	物等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する	2 同法第4条第1項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの告示																		
	法律施行令（昭和48年政令第200号）第2条	3 同法第4条第2項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの命令																		
	た生活関連	4 同法第4条第4項の規定による売渡しに関する決定																		
	物等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する	5 同法第5条第1項の規定による業務等に関する報告の要求及び事務所等への立入検査の実施																		
	置に関する																			
	法律（昭和48年政令第48号）に基																			
	づく事務																			